

平成22年度食の安全安心に関して講じた施策の実施状況の報告について

I はじめに

県では、平成15年10月に「えひめ食の安全・安心推進本部」(本部長:副知事)を設置し、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組んできました。しかし、中国冷凍ギョーザ事件や産地偽装事件など、食の安全安心に関する様々な事件が多発し、消費者の食に対する安全を求める声が高まってきました。

このような状況の中、食品の安全性や食への安心感をより一層高めていくためには、行政の取組みだけではなく、食品関連事業者や消費者を含めた全ての関係者が一体となり、それぞれの責務・役割を十分に認識し、互いに協力・理解しあって取り組むことが必要であることから、平成20年12月に議員提案の「愛媛県食の安全安心推進条例」(以下、「条例」という。)が可決成立し、平成21年4月から施行されました。

また、条例第11条の規定に基づき、平成22年2月に「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」(以下、「推進計画」という。)を策定、同年4月から施行し、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

III 施策の実施状況

1 条例に基づく施策の実施状況について

(1)「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県 HACCP 制度)について

条例第15条では、県は、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取り組みを促進するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする、とされています。

このため、学識経験者等10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」(会長:愛媛大学農学部 大隈教授)での審議等を踏まえ、自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県 HACCP 制度)が、平成22年10月から施行されました。

平成22年度は、対象である菓子製造業4社7施設を認証し、認証企業による認証マークの商品への表示や県ホームページにおける認証施設の公表等により、消費者への周知に努めました。

【愛媛県 HACCP 制度の概要】

○対象施設

平成22年度は、菓子製造業とする。(平成23年10月から「食品衛生法の営業許可を要する製造業全般」へ対象業種を拡大)

○認証の共通基準

[管理運営基準]

- ・衛生管理の組織体制が確立され、それが明らかとなる書類が作成されていること。
- ・一般的衛生管理基準項目(施設設備等の衛生管理・保守点検、従事者の衛生管理・衛生教育など)に必要な手順書が、それぞれ作成されていること。

[HACCPプランに関する基準]

- ・施設で製造される全品目の一覧表が作成されていること。
- ・申請品目について、HACCPプランに関する書類が作成され、これにより実施されていること。

○認証の個別基準

菓子製造業に関して、必要な手順書と記録作成項目を設定すること。

○認証の有効期間

3年

○認証マークの表示

認証を受けた営業者は、認証マークを表示することができる。

○認証に関する手数料

無料

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(H23. 4. 1現在 五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
大隈 満	愛媛大学農学部生物資源学科教授	会長
岡田 恵美子	愛媛県学校栄養士協議会	
川本 登倭子	愛媛県連合婦人会会长	
白川 千鶴	愛媛県生活協同組合連合会理事	
清家 厚	四国乳業株式会社香川支店支店長	
田中 剛	社団法人愛媛県食品衛生協会理事	
戸田 耕二	周桑農業協同組合代表理事専務	
逸見 幾代	松山東雲短期大学名誉教授	副会長
松岡 真喜男	遊子漁業協同組合専務理事	
矢野 昌美	株式会社フジ	

任期:H21.4.27～H24.4.26(3年)

【会議開催状況】

○平成22年度 第1回会議(平成22年7月9日)

- ・事務局から「愛媛県 HACCP 制度(案)」の概要を提示し内容を審議
- ・HACCP 手法の導入によるメリットや、事業者及び消費者への制度の周知について質疑や意見交換が行われました。
- ・各委員から、菓子製造業を対象として平成22年度10月を目処に開始する方針について了承が得られました。

○平成22年度 第2回会議(平成23年3月23日)

- ・事務局から「愛媛県 HACCP 制度」(平成22年10月～)の運用状況を報告したほか、平成23年度以降の業種拡大方針(案)を提示し内容を審議
- ・認証取得によるメリットや、認証マークの周知について質疑や意見交換が行われました。
- ・各委員から、平成23年10月を目処に対象業種を現在の菓子製造業から営業許可を要する製造業全般に拡大する方針について了承が得られました。

(2)「自主回収報告制度」について

条例第22条では、「食品関連事業者は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。」こととなっています。本制度は、平成21年10月から施行され、平成22年度は、表示の誤記など11件(うち松山市1件)の報告があり、いずれも適正に運用されました。

(3)「危害情報申出制度」について

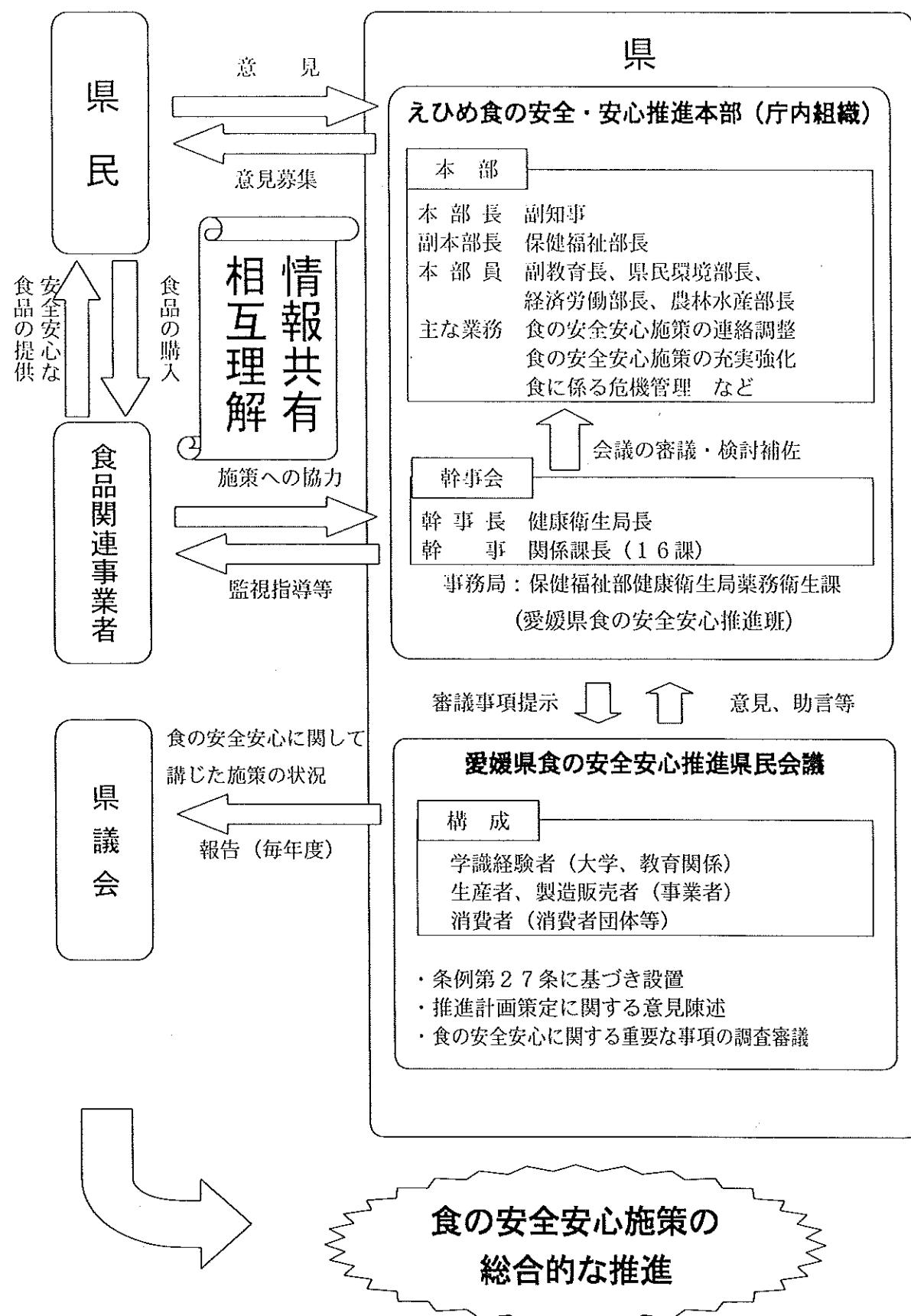
条例第25条では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こととなっています。また、同条第2項では、「知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。

本制度も平成21年10月から施行されましたが、平成22年度は、食品に関する調査依頼等について83件(うち松山市60件)の申し出があり、いずれも必要な調査を行い、必要な指導など適正に措置しました。

2 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

平成22年度の施策の実施状況については、平成22年4月1日から施行された推進計画の施策体系に基づき、「IV取組み個票」のとおり、それぞれの具体的な取組み毎に取りまとめました。

○食の安全安心推進体制



○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供	
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施	
	II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	I 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貨毒検査の実施
			4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) G A P (農業生産工程管理) の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛の B S E 検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			5 消費と生産との距離を縮める取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映
			6 県内流通食品の監視指導の徹底	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成
			7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 隊団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰
		8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進	
		9 食品表示の適正化の推進	(41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応	
		II 安製造、安加工、安販売段階における	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進
			11 自主回収報告制度の普及	(51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供
			12 自主回収への協力の推進	(53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等
			13 危害情報の申出制度の普及	(55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応
		III 関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働	(57) 食品関係団体との連携
			15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーターの育成等
			16 県民の意見の反映	(61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握